

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

- | | |
|-------|--|
| ■と き | 平成30年8月9日（木曜日）15:00～17:10 |
| ■と ころ | 大阪府立男女共同参画・青少年センター4階 大会議室3 |
| ■出席者 | 上野 恭裕（関西大学社会学部 教授）
上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授）
砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント）
谷木 稔弘（公認会計士 谷木稔弘事務所 公認会計士）
丸岡 利嗣（株式会社マルゼン 代表取締役）
八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士）
山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士） |
| ■議 題 | 1. 平成29年度の経営評価結果について
（1）（公財）千里ライフサイエンス振興財団
（2）（公財）大阪産業振興機構
（3）（公財）西成労働福祉センター
（4）大阪信用保証協会
2. 指定出資法人への人的関与の再点検について
3. 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について |

1. 平成29年度の経営評価結果について

（1）（公財）千里ライフサイエンス振興財団

事務局より、平成29年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委員：目標未達成となった「セミナーの参加者数」の指標について、産業界の関心が高いテーマの際は参加者が確保できているということなら、そのようなテーマを増やせば参加者が増加し、目標の達成につながるのではないかと。

部局：そうすると参加者数の増加は見込めると思うが、法人ではセミナーに若手研究者に参加してもらえるようなテーマ設定にも努めており、ターゲットの参加を促すために、法人ではセミナーを大学院の単位認定講座に位置付けるといった取組みを行っている。

委員：法人のミッションを踏まえると、参加者数を増やしたいがために産業界の関心が高いテーマばかりを取り上げるのは適当でないということか。

部局：そのとおり。産業界の興味があるテーマを取り上げることも必要だが、若手研究者の人材育成も重要であり、法人が講演テーマを設定するにあたっては、そうした点も考慮している。

委員：この法人の一番重要なミッション、それを踏まえたセミナーの主要なテーマと参加者の主要ターゲットを確認したい。

部局：当法人は、産学官が連携して大阪の強みを活かし、ライフサイエンス分野の知の交流拠点としての役割を担っている。そのために、研究及び実用化支援、研究助成支援、人材育成、普及啓発の取組みを行っている。セミナーは、研究者の人材育成に寄与する目的で実施しており、第一線の研究者が研究成果・動向を発表し、議論・交流できる場である。

委員：産業界の関心が高いテーマであっても、若手研究者の人材育成につながるのか。

部局：産業界が関心を寄せているテーマについて、若手研究者が理解を深めることも重要。

- 委員：基礎研究をテーマとすると、全体として参加者が減少するのであれば、テーマの設定に課題があるように思う。しかし、若手研究者の育成もこの法人の主要なミッションであるなら、やむを得ない側面がある。
- 部局：テーマの設定が参加者数に大きく影響するため、法人にはさらに魅力のあるテーマ設定に取り組んでもらいたいと考えている。
- 委員：同じく目標未達成となった「ホームページ総アクセス件数」の指標については、セミナーの動画配信に時間を要したことが要因ということだが、講師に講演を依頼する時点で動画配信を行うことも依頼済みではないのか。なぜ時間がかかったのか。
- 部局：講演内容の配信には著作権の関係で配信できる内容とできない内容の確認作業が必要であり、そのため配信に時間を要した。タイムリーに配信を行わなければ関心は薄れていくため、法人としても改善が必要と認識している。
- 委員：「ホームページ総アクセス件数」の指標は、29年9月の経営評価結果によれば28年度実績が3,004件となっており、29年度実績11,846件と比較して大きく増加しているが、カウントの方法を変更したのか。
- 部局：29年度からは、トップページを経ずに直接各事業のページにアクセスした場合でもカウントするように変更したと記憶している。
- 委員：正確な変更内容について、報告をお願いします。
- 部局：承知した。
- 委員：府の評価欄では「総ページアクセス件数」、30年度目標設定では「ホームページ総アクセス件数」と表記にバラつきあるため、統一をいただきたい。
- 事務局：承知した。
- 委員：29年度実績は11,846件とのことだが、この件数が多いのか、それとも少ないのかという評価が難しい。法人においてアクセスを促す、積極的な取り組みは行っているのか。
- 部局：メールマガジンを発行しており、その内容から各事業のページへアクセスできるようにしている。
- 委員：「セミナー参加者数」の指標については、指導・助言に記載のとおり、魅力的なテーマの設定や講師の選定を行うことで目標の達成に向けて改善を図って欲しい。なお、参加者数が増えなくても、セミナーの広域的参加者率が必ずしも増加するわけではないことから、プロセス指標の役割を果たしていないと思う。31年度の目標設定の際には検討いただきたい。

(2) (公財) 大阪産業振興機構

事務局より、平成29年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：「設備貸与事業申込件数」の指標が目標未達成となっているが、29年度目標の115件は、どのような考え方で設定したのか。
- 部局：過去の平均申込金額の平均より設定している。
- 事務局：29年度目標までは、24年度から26年度の平均申込金額で事業額を割り戻し、申込件数を設定してきた。時点が古いため、30年度の目標設定にあたっては、27年度から29年度の平均申込金額に置き直している。
- 委員：予算を超える申込みがあった場合、次年度の申込みを案内しているとのことだったが、こうした案件を予約分として実績にカウントすることはできないのか。

部 局：実際に受付をしていない案件について、実績に含めることはできない。国の制度であり、カウントの仕方も決まっている。

事務局：過去は、次年度への繰越し分を実績に含めてカウントしていたが、国のカウントの仕方が変更になり、繰越し分は次年度の実績にカウントすることとなった。経営目標の設定の際に、法人としては国のカウント方法に準拠したいとの説明があった。

委 員：「設備貸与事業申込件数」の指標については、事業額ベースでは予算額に相当近いところまで到達しており、法人所管課としては、未達成はやむを得ないものと考えているのか。それとも、より多くの件数を受け付けるべきと考えているのか。

部 局：予算の枠の中で、できるだけ多くの企業に利用していただきたいと考えている。1件当たりの申込み金額が上昇してきている中ではあるが、より多くの企業に使って欲しい。

委 員：多くの企業に利用して欲しいのなら、1件当たりの貸与金額を減らすことはできないのか。

部 局：企業が導入する機械によって金額はまちまちであり、申込金額について一律の設定は困難。

委 員：必要な額を貸与するという立場であれば、1件当たりの金額の増加はやむを得ないということか。

部 局：そのように考えている。

委 員：過去の申込金額の推移を見ていると年々上昇している。中期経営計画の策定や毎年の経営目標の設定にあたっては、こうした申込金額のトレンドを十分踏まえて設定いただきたい。

部 局：承知した。

委 員：なるべく多くの企業に利用してもらいたいとの思いから、事業額と申込件数の両方の目標設定を行っているとのことだが、申込金額に上限を設けることもできず、法人において申込件数を増やすための努力の余地がないのであれば、意味のある目標ではないのではないか。より適切な成果測定指標を検討すべきと考える。

部 局：法人において制御しづらい点はあるが、その中にあるにしても制度そのものをしっかりと PRしながら1社でも多くの企業にこの制度を利用いただきたい。事業額と申込件数の両方が、目標としては重要と考えている。

委 員：そうであれば、頑張ってもらえないか。ただし、31年度の目標設定に向けては、より適切な指標がないか検討して欲しい。

委 員：予算に達すれば、受付を打ち切るということはどこかで告知しているのか。制度の利用を希望していたにも関わらず、申込みに行ったら締め切られていたということが懸念される。

部 局：予算に限りがあることは担当窓口で告知しているが、広報媒体で明確に謳っていないのが実情。事業そのものを知ってもらうことがまず重要であり、そちらに重点を置いた広報となっている面はある。

委 員：予算は増やせないのか。

部 局：過去の実績などに基づいた財政議論が必要。府や法人の思いだけで増やすことは困難。

(3) (公財) 西成労働福祉センター

事務局より、平成29年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委 員：「管理費比率」の指標について、分子の管理費支出は計画どおり削減できたが、分母の総支出額が計画よりも減少し、結果として比率が上昇したために目標未達成となったとの説明があった。分母の影響を受けない管理費額を目標としたほうが適切ではないか。

部 局：現在のところ、法人との調整は十分できていないが、31年度の経営目標に向けて、管理費額や管理費の削減額といった総支出額の影響を受けない指標への変更を検討したいと考えている。

事務局：管理費比率を設定した経過もあるかと思う。たとえば、事業を拡大していくような法人であれば、その中でも管理費の割合を一定以下に抑える必要があるため、比率を目標として設定することに意味がある。一方で事業がこれ以上は広がらないという状況になれば、管理費額に変更するという判断もあり得る。指標を管理費額にした場合は、その金額の妥当性の判断が難しい面もあるため、変更することにメリットがあるのか精査が必要。

委 員：管理費支出を減らすためには、法人においてどのような努力が可能なのか。

部 局：効率的に業務を行うことで、時間外手当を削減することなどが挙げられる。

委 員：府の評価の文言について、管理費比率の指標が目標を達成していないにも関わらず、肯定的な方向性で記載されている点に違和感がある。努力したものの、目標の達成に至っていないという方向性で記載すべき。

事務局：承知した。

委 員：「管理費比率」の指標は目標未達成だったが、これに対応する指導・助言は、どの部分になるのか。

事務局：一層の効率的な法人運営に努めることと記載している。

委 員：総支出額が計画よりも減少したという事情はあるものの、目標は未達成となっており、「管理費支出の削減に努めること」といった具体的な記載が必要かと思う。この指標を設定している以上は、総支出額が減少したのなら管理費をもっと抑制する必要があった。厳しいかもしれないが、もっと努力すべきという点を指導・助言に記載しておくことが必要かと思う。

事務局：承知した。

委 員：31年度の目標設定に向けては、「管理費比率」の指標について、どのような指標を設定することが適切なのか検討いただきたい。

(4) 大阪信用保証協会

事務局より、平成 29 年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委 員：府の指導・助言において、全国並みの代位弁済率（1.54%）をめざすこととされているが、30年度の目標値はどのように設定しているのか。

部 局：1.73%を目標としている。近畿地区の倒産件数は底の状況にあり、昨年度は件数の増加も見られたところ。そうした状況の中、代位弁済については、金額ベースでは今年度と同程度を見込んでいる。一方、保証債務残高はもう少し減少することが想定され、比率としては若干の上昇を見込んでいる。全国平均を見ると、保証債務残高の減少は府保証協会を上回る状況であり、そうした点を踏まえると、このくらいキープできれば全国平均に近い数値になる可能性が高いと考えている。

委 員：所管部局としては、全国平均をめざすとの方向性については問題ないか。

部 局：保証審査を厳しくすれば、代位弁済率は下がるが、保証協会の使命は中小零細企業者に対して安定的な資金供給を行うことにある。やみくもに代位弁済率を下げればいいというものではなく、代位弁済率の低下と安定的な資金供給という両輪が大事。かつて大阪は代位弁済率が高い状況が続いており、国からも指導を受けていた。全国平均くらいまでをめざすという

のは問題ないと考えている。

委員：府の指導・助言に 29 年度の全国の代位弁済率 1.54%が記載されているが、この数値に近づくことをめざすべきとの指導・助言を行っているように誤解を与えかねない。具体的な数値を削除する方向で修正してはいいかがか。

事務局：承知した。

〔その他〕委員意見（8月8日審議分）を踏まえた府の評価及び指導・助言の修正について

資料2に基づき、事務局から説明

委員：「収支改善の効果が期待できない」との文言を追加した趣旨を説明いただきたい。

事務局：中期経営計画では、法人の自立化に向けて、収支改善のための新たな取組みを実施することとしており、これを踏まえた表現とした。たとえば、休日検診を実施しても、受診者が来なければ収支改善につながらないため、そうした取組みについては次の対策を促す趣旨である。

委員：受診者が来ないということは、府民のがんによる死亡率を減らすという点では効果が乏しい。昨日の審議会では、そうした事業効果の面で課題のある取組みについても見直す必要があるという視点で修正を求めたつもり。今回追加された文言は、「想定した利益の確保が困難と見込まれる取組み」と同じことを指しており二重の記載となる。

事務局：収支改善に取り組んでいる中で、利益の確保が困難であるものの事業効果が期待できる取組みを良しとすることは困難。

委員：自立化をめざしている中で、それは問題。しかし、利益が確保できるからと言って、事業効果があまり見込めない取組みは見直す必要がある。利益さえ確保できたらいいわけではない、ということを加えたい。利益の確保ももちろん大事だが、受診者が来なければ事業効果は期待できないため、そういった趣旨で修正いただきたい。この件については会長が預かり、事務局と調整することとしてよいか。

各委員：異議なし。

2. 指定出資法人への人的関与の再点検について

事務局より、資料3～9に基づき、人的関与再点検に係る進め方について説明

※委員からの質疑等は特になし

3. 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

事務局より、資料10～12に基づき、役員報酬基準再点検に係る進め方について説明

※委員からの質疑等は特になし